

平成18年(2006年)年9月1日
建設委員会資料
都市整備部 公園・道路担当

平成18年度中野区における路上生活者対策について

1. 「地域生活移行支援事業」について

(1) 目的

公園などでテント生活をする路上生活者に、低家賃の借上げ住居を貸し付け、地域での自立した生活への移行を支援するとともに、公園などの適正な利用を確保することを目的とする。なお、本事業は都区共同事業として、平成16度から実施しているものである。

(2) 事業対象

区立紅葉山公園、 対象者数 35名

(3) 実施内容

面接相談・生活サポート

公園などにおいて路上生活者と面接の上、生活全般にわたる相談などの支援を実施する。

居住支援

借上げ住居を別に定める家賃(月3千円)で貸し付け、居住の安定を図る。

借上げ住居の入居期間は、2年間を限度。

就労支援

a. 臨時就労

借上げ住居入居後一定の期間、臨時就労を斡旋し、生計費を確保する。

b. 再就職支援

東京ホームレス就業支援事業推進協議会とも連携の上、再就職・安定就労に向けた相談や職場体験の実施による就労対策などを行う。

(4) 実施スケジュール

平成18年9月下旬～平成19年1月末

(5) 実施体制

実施主体は、特別区人事厚生事務組合で、第4ブロックでは、社会福祉法人東京援護協会に委託し実施する。

2. 「巡回相談事業」について

(1) 目的

本事業は、平成18年度、新たに実施する。路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者の起居する場所を巡回して面接相談を行い、緊急一時保護センターや自立支援センターなどの関係機関と連携し、自立に必要な支援を行うことを目的とする。

(2) 事業対象

巡回区域（紅葉山公園を含む区内各公園など）に起居する路上生活者など

(3) 実施内容及び期間

生活状況把握巡回 平成18年7月～9月

巡回相談 平成18年7月～平成19年3月

(4) 実施体制

1 (5) と同じ

3. 公園環境整備について

「地域生活移行支援事業」などの実施に合わせて、紅葉山公園の環境整備対策を次とのおり実施する。

(1) 公園施設巡視活動の強化

日中の巡回指導のほか、夜間における巡回パトロールを強化し、秩序ある公園施設の利用を指導するとともに、ホームレスに係わる事件・事故を未然に防止することで、地域の安全・安心を確保する。

(2) 紅葉山公園整備

紅葉山公園の植栽地や広場を整備し、私物の放置やテーブル等の公園施設の占拠利用が困難な環境を整備する。

(3) その他

地域生活移行支援事業による、借り上げ住居入居者の当面の生計費を確保するため臨時の就労機会の提供を行う。

(仮称) 地域貢献型公園清掃 福祉改革推進事業先駆的事業補助(10/10)予定